令和４年度

償 却 資 産 申 告 の 手 引

袖 ケ 浦 市

償却資産申告につきましては、平素から格別のご協力を賜り感謝申し上げます。

固定資産税の対象となる償却資産の所有者は、地方税法第 383 条の規定により、償却資産の所在する市町村長に所定の申告を行うことが義務付けられています。

申告に当たっては、この手引をご覧の上、期限までに必ずご提出いただけますようお願いします。

＜申告概要＞

１　申告が必要な資産

令和４年１月１日現在において、袖ケ浦市内に所在する事業用償却資産（他人に貸し付けているものも含む。）

２　提出書類

（１）前年度（令和３年度）に申告された方（増減申告の場合）

①令和４年度償却資産申告書

②種類別明細書（増加資産・全資産用）・・複写式の用紙

③種類別明細書（減少資産用）・・・・・・資産等が印字されている令和３年度申告分の種類別明細書

（２）今年度（令和４年度）から初めて申告される方

①令和４年度償却資産申告書

②種類別明細書（増加資産・全資産用）・・複写式の用紙

３　申告書提出期限

令和４年１月３１日（月）

※提出期限間近になると窓口が大変混み合うため、なるべく１月 18 日頃までに提出をお願いします。

４　提出・問い合わせ先

〒299-0292

千葉県袖ケ浦市坂戸市場１番地１

袖ケ浦市役所　財政部 課税課 資産税評価班

電話 0438（62）2590（直通）

［注意］

※申告書は、資産の増減の有無にかかわらず必ず提出してください。また、袖ケ浦市内から資産がなくなった場合や解散等の場合も、必ず申告書を提出してください。

※償却資産の所有者には、地方税法第 383 条の規定により、その申告が義務付けられています。申告すべき事項について虚偽の申告をした場合又は正当な理由なく申告をしない場合には、地方税法第 385 条及び第 386 条並びに袖ケ浦市税条例第 75 条の規定により過料等を科せられることがありますので、申告漏れ等のないようにご注意ください。

1　償却資産とは（地方税法第 341 条第 4 号）

固定資産税における償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要経費に算入されるものが該当します（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものも含みます。）。

ただし、鉱業権・漁業権・特許権等の無形減価償却資産及び自動車税・軽自動車税の課税客体となる自動車等は除かれます。

なお、償却資産には、所有者がその資産を自己の営む事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸し付けている場合も含まれます。

（１）償却資産の種類について

種　　類	該　当　す　る　資　産　の　例
1 構　築　物	岸壁、桟橋、橋、貯水槽、門塀、煙突、井戸、庭園、給水タンク、舗装路面、テニスコート等の土工施設等
	家屋と認定されない建築物、建物附属設備、賃借人が施工した設備等
2 機械及び装置	工場の機械類、工場の動力設備、物品の製造加工装置、修理用機械装置、土木機械、搬送設備、太陽光発電設備等
3 船　舶	輸送船、客船、曳船、漁船、モーターボート等
4 航　空　機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5 車両及び運搬具	フォークリフト等の大型特殊自動車、自転車、台車等
6 工具・器具及び備品	机、イス、ロッカー、エアコン、パソコン、コピー機、レジスター、陳列什器、冷蔵庫、医療器具、娯楽遊戯用器具、理美容器具、旅館・食堂等の什器類、工場の工具類等

（２）償却資産のその他の例

８ページ〈参考１〉業種別の主な償却資産
９ページ〈参考３〉償却資産と家屋の区分例を参考にしてください。

2　申告書の提出について

（１）提出期限

令和４年１月３１日（月）

※提出期限間近になると窓口が大変混み合うため、なるべく 1 月 18 日頃までに提出をお願いします。

（２）提出方法

償却資産申告書及び種類別明細書（減少資産用）は、今回送付した用紙に必要事項を記入の上、提出してください。また、種類別明細書（増加資産・全資産用）は、１枚目（提出用）のみ提出してください。

償却資産申告書及び種類別明細書（減少資産用）は複写式ではありませんので、控えが必要な方はコピーをしてください。

なお、郵送提出の場合で控用に受付印が必要な場合は、償却資産申告書及び種類別明細書（減少資産用）控用のコピー、返信用封筒（宛名記入・切手貼付）を同封してください。

（３）提出書類

次の区分により、償却資産申告書及び種類別明細書を提出してください。

この申告により償却資産の価額等を決定しますので、資産の増減がない場合及び資産が全部減少した場合でも、必ず申告書を提出してください。

また、償却資産が無い場合でも必ず申告書を提出してください。

※申告用紙に不足等が生じた場合はご連絡ください。

①前年度に申告された方の提出書類

提出書類 前年中の資産の増減等	償却資産申告書	償却資産申告書備考欄の記入	種類別明細書	
			(増加資産・全資産用)	(減少資産用)
資産の増加も減少もない場合	提出	「増減なし」と記入		
資産の増加のみがある場合	提出	―	提出 (増加分記入)	
資産の減少のみがある場合	提出	―		提出 (減少分記入)
資産の増加も減少もある場合	提出	―	提出 (増加分記入)	提出 (減少分記入)
資産が全部減少した場合	提出	「全部減少」及びその事由を簡潔に記入		
全資産を申告する場合(自社電算)	提出	―	全資産の明細書を必ず提出	

※前年中に、事業の廃止、事業所の転出、合併等があった場合は、償却資産申告書の備考欄に「○○月○○日　廃業」等の事由を記入し、資産の所有状況を申告してください。

②今年度から初めて申告される方の提出書類

提出書類 資産の所有状況	償却資産申告書	償却資産申告書備考欄の記入	種類別明細書 (増加資産・全資産用)
該当する資産がある場合	提出	―	提出(全資産を記入)
該当する資産がある場合(自社電算)	提出	―	全資産の明細書を必ず提出
該当する資産がない場合	提出	「該当資産なし」と記入	

※申告書の記載方法は、「6　償却資産申告書記載要領」(5～7ﾍﾟｰｼﾞ)を参考にしてください。

3　申告に当たっての注意点

(1)課税対象となる資産について

固定資産税における償却資産には、次の資産も該当しますのでご注意ください。

①　取得価額若しくは製作価額が20万円未満又は耐用年数が1年未満の資産であっても税務会計上、減価償却資産として計上している資産(8ﾍﾟｰｼﾞ「〈参考2〉少額資産の取扱い」)

②　税務会計上、簿外資産であっても、現に事業の用に供することができる資産

③　税務会計上、建設仮勘定で経理されている資産であっても、その一部又は全部が完成し事業の用に供されている資産

④　税務会計上、耐用年数を経過し減価償却可能限度額まで減価償却が終わった資産であっても、現に事業の用に供することができる資産(※固定資産税における償却限度額＝取得価額の5％)

⑤　遊休又は未稼動の資産であっても、事業の用に供する目的をもって所有し、現に事業の用に供することができる資産

⑥　赤字決算等により減価償却を行っていない資産であっても、本来減価償却が可能な資産

⑦　清算中の法人で、自ら清算事務の用に供している資産及び他の事業者に事業用資産として貸し付けている資産

⑧　改良費のうち税務会計上、資本的支出として計上した資産(※本体部と区分し、取得年月の異なるごとに申告)

⑨　割賦販売の資産で、現に事業の用に供することができる資産（※原則として買主がその資産の総取得価額で申告）

⑩　家屋の建築設備のうち償却資産として取り扱うもの（※建物の所有者と異なる者（テナントなど）が設置した附帯設備は、原則としてその設備を設置した者が申告）（9ﾍﾟｰｼﾞ「〈参考３〉償却資産と家屋の区分例」を参考にしてください）

（２）増加償却について

通常の使用時間を超えて使用される機械及び装置の特例（法人税法施行令第 60 条、所得税法施行令第 133 条）の適用を受けて増加償却を実施している場合は、所轄税務署長に提出した増加償却届書の写しを添付してください（9ﾍﾟｰｼﾞ「〈参考４〉国税と固定資産税における取扱いの比較」を参考にしてください）。

（３）課税標準の特例について

地方税法第 349 条の 3 及び同法附則第 15 条に該当する資産は、税負担の軽減を図るため課税標準の特例が認められています。該当する資産については、その適用条項を種類別明細書の摘要欄に記入し、添付資料を提出してください。

（４）非課税について

地方税法第 348 条に該当する資産は非課税となります。該当する資産については、その適用条項を種類別明細書の摘要欄に記入し、添付資料を提出してください。

（５）家屋の特定附帯設備について

地方税法第 343 条第 9 項に該当する特定附帯設備については、事業の用に供する資産である場合に限り、取り付けた者（テナントなど）を所有者（納税義務者）とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分についても償却資産とみなして課税されます。

4　固定資産税（償却資産）について

（１）課税標準

令和 4 年 1 月 1 日現在における当該償却資産の評価額

（２）税率及び税額

①税率：100 分の 1.4

②税額：課税標準 × 1.4／100 ＝ 税額　　※ 例　2,000,000 円×1.4／100 ＝ 28,000 円

（３）免税点

課税標準となるべき額の合計価額が 150 万円に満たない場合は、課税されません。なお、免税点未満であっても、償却資産の申告は必要です。

（４）納期

固定資産税は、第 1 期（4 月）、第 2 期（7 月）、第 3 期（12 月）、第 4 期（翌年 2 月）が納期となります。

（５）固定資産課税台帳の閲覧

固定資産課税台帳は、4 月 1 日から所有者の閲覧に供する予定です。

5　実地調査のお願い

地方税法第 408 条の規定に基づき、固定資産の評価・課税が適正かを確認するために実地調査を行うことがありますので、その際にはご協力をお願いします。なお、実地調査により追加申告等（現年度だけでなく過年度に遡る場合もあります）をお願いすることがありますので、あらかじめご承知ください。

6　償却資産申告書記載要領

（１）申告書記載例

前年前に取得したもの　（イ）
前年度に申告をされた方については、令和３年度申告分の取得価額が、あらかじめ印字されています。（※今回初めて申告する方は空欄）

前年中に減少したもの（ロ）
前年中に取得したもの（ハ）
令和３年１月２日から令和４年１月１日までに減少又は増加した資産が対象となります。

計　（ニ）　〔（イ）－（ロ）＋（ハ）〕
令和４年１月１日現在の取得価額となります。

※令和４年１月１日現在の資産になりますので、本様式により申告される方及び自社電算申告される方も資産漏れがないかご注意ください。

３　個人番号又は法人番号
マイナンバー制度により定められた個人番号又は法人番号を記入してください。

４　事業種目（資本等の金額）
具体的な事業種目（「建設機械製造業」等）及び資本等の金額を記入してください。

５　事業開始年月
袖ケ浦市内で事業を開始した年月を記入してください。

６　この申告に応答する者の係及び氏名
申告内容を確認する場合があるため、担当者の氏名及び連絡先を記入してください。

７　税理士等の氏名
税理士等が申告書を作成した場合は、氏名（事務所名）及び連絡先を記入してください。

8～14　それぞれ該当する方に○印をつけてください。
（※8～11 が「有」の場合は、添付書類を提出してください。）
（※地方税では特別償却及び圧縮記帳は認められていません。また、一部例外を除き定率法で計算します。）

15　市（区）町村内における事業所等資産の所在地
袖ケ浦市内の資産所在地を全て記入してください。
（※多数の場合は、主要な所在地を記入してください。また、船舶がある場合は停泊地を記入してください。）

16　借用資産
「（有・無）」の該当する方に○印をつけてください。また、「有」の場合は、貸主の名称及び所在地を記入してください。

17　事業所用家屋の所有区分
「（自己所有・借家）」の該当する方に○印をつけてください。

18　備考（添付書類等）
連絡事項や添付書類がある場合は、記入してください。

受領印　平成30年　1月　17日　千葉県袖ケ浦市長

平成３０年度
償却資産申告書（償却資産課税台帳）

※所有者コード 1000001

所有者
1 住所 又は納税通知書送付先：〒299-0292 袖ケ浦市坂戸市場1番地1（電話 0438-62-2111）
2 氏名 法人にあっては その名称及び 代表者の氏名：奈良輪産業株式会社 代表取締役 奈良輪太郎 印（屋号）

3 個人番号又は法人番号：1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3
4 事業種目（資本等の金額）：建設機械製造業（50 百万円）
5 事業開始年月：昭和56年7月
6 この申告に応答する者の係及び氏名：総務課　経理係　袖ケ浦　花子（電話 0438-62-2111）
7 税理士等の氏名：坂戸会計事務所　坂戸一郎（電話 0438-62-××××）
8 短縮耐用年数の承認：有・(無)
9 増加償却の届出：有・(無)
10 非課税該当資産：有・(無)
11 課税標準の特例：(有)・無
12 特別償却又は圧縮記帳：有・(無)
13 税務会計上の償却方法：(定率法)・定額法
14 青色申告：(有)・無
15 市（区）町村内における事業所等資産の所在地：① 袖ケ浦市坂戸市場1-1　②　③
16 借用資産（(有)・無）：貸主の名称等 ○○○リース㈱
17 事業所用家屋の所有区分：(自己所有)・借家
18 備考（添付書類等）　決算期（　）

	資産の種類	取得価額 前年前に取得したもの（イ）	前年中に減少したもの（ロ）	前年中に取得したもの（ハ）	計（イ）－（ロ）＋（ハ）（ニ）
1	構築物	7,412,590	3,412,590		4,000,000
2	機械及び装置	1,536,667		2,300,000	3,836,667
3	船舶	0			
4	航空機	0			
5	車両及び運搬具	0			
6	工具器具及び備品	3,596,666	1,660,000	1,077,666	3,014,332
7	合計	12,545,923	5,072,590	3,377,666	10,850,999

	資産の種類	評価額（ホ）	※決定価格（ヘ）	※課税標準額（ト）
1	構築物			
2	機械及び装置			
3	船舶			
4	航空機			
5	車両及び運搬具			
6	工具器具及び備品			
7	合計			

課税標準の特例該当資産あり
設備概要書を添付

※借用資産がある場合には、地方税法第343条第９項との関係もありますので記載をお願いします。
※「１ 住所」、「２ 氏名」欄で、あらかじめ印字されている内容に変更（誤り）がある場合は、２本線で消し修正してください。また、（ホ）、（ヘ）及び（ト）欄は、記入の必要はありません。
※償却資産申告書及び種類別明細書の様式はＡ４判です。

（２）種類別明細書（増加資産・全資産用）記載例

資産種類

「構築物…１、機械及び装置…２、船舶…３、航空機…４、車両及び運搬具…５、工具・器具及び備品…６」の区分で記入してください。

資産の名称等

資産の名称（漢字可）を記入してください。なお、名称は資産の内容が判別しやすいものにしてください。
※全角文字で 24 文字まで登録可能。

数量

右寄せで、１式等の場合は１と記入してください。

取得年月

年号は「令和…５、平成…４、昭和…３、大正…２、明治…１」の区分で記入してください。「年」及び「月」は、資産を取得した年月を、右寄せで記入してください。

取得価額（イ）

資産の購入に実際に要した価額（据付費、手数料、運送費等も含む。）を記入してください。また、改良費は本体と区分評価しますので、改良に要した価額を記入してください。なお、圧縮記帳は認められていませんので、資産を購入する際に通常支出される金額を記入してください。

耐用年数

右寄せで、法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令）を記入してください（※中古資産・短縮耐用年数等の場合を除く。）。なお、地方税では、特別償却は認められていませんのでご注意ください。

増加事由

「新品取得…１、中古品取得…２、移動による受入…３、その他…４」の該当するものに○印をつけてください。

摘要

①課税標準の特例又は非課税が適用される場合は、その適用条項を記入してください。中古資産を取得した場合又は増加償却や短縮耐用年数に該当する場合は、その旨記入してください。

②増加事由が移動・申告漏れで、取得年月が平成 19 年 12 月以前の資産を記入する場合は、「摘要」欄に増加事由と改正前の耐用年数を記入してください。
（例：令和３年５月　前 10 年）

第二十六号様式別表一（提出用）
平成 30 年度

種類別明細書（増加資産・全資産用）

※所有者コード	予備

所有者名	1枚のうち 1枚目
奈良輪産業 株式会社	

行番号	資産種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月 年号	年	月	取得価額(イ)	耐用年数	減価残存率(ロ)	価額(イ)×(ロ)(ハ)	※課税標準の特例 率	コード	※課税標準額	増加事由	摘要
01	2		旋盤	1	4	29	7	300,000	10	0.					①2 3.4	
02	2		自動車製造設備	1	4	16	3	1,000,000	9	0.					1.2 ③4	平成29年5月前 10年
03	2		廃水処理槽	1	4	29	10	1,000,000	10	0.					①2 3.4	附則15 第2項第1号
04	6		エアコン	1	4	29	6	366,666	6	0.					①2 3.4	
05	6		コピー機	1	4	29	8	711,000	5	0.					①2 3.4	
06										0.					1.2 3.4	
07										0.					1.2 3.4	
08										0.					1.2 3.4	
09										0.					1.2 3.4	
10										0.					1.2 3.4	
11										0.					1.2 3.4	
12										0.					1.2 3.4	
13										0.					1.2 3.4	
14										0.					1.2 3.4	
15										0.					1.2 3.4	
16										0.					1.2 3.4	
17										0.					1.2 3.4	
18										0.					1.2 3.4	
19										0.					1.2 3.4	
20										0.					1.2 3.4	
			小計					3,377,666								

※増加事由は（①新品取得 ②中古品取得 ③移動による受入 ④その他）に○印を付けること。

※提出用紙の資産コード、減価残存率、価額、課税標準の特例、課税標準額の欄については、記入の必要はありません。

（３）種類別明細書（減少資産用）記載例

減少資産とは、償却資産の売却・廃棄等が該当します。簿外資産や耐用年数を過ぎた資産であっても、事業に使用できる場合は減少資産に該当しません。

減少資産がある場合には、同封した種類別明細書（資産等が印字されている令和３年度申告分の種類別明細書）に加除訂正をしてください。なお、その際は赤ボールペンを使用してください。

提出するのは加除訂正があったページのみで結構です。

（１）既登録資産の修正

①印字されている名称・数値等に修正がある場合は、修正箇所を２本線で抹消し、その上に正しい名称・数値等を記入し、修正した理由・年月日等を該当資産の行の余白に記入してください。

②平成２０年度の耐用年数省令の改正により耐用年数を修正する場合は、現在の耐用年数を２本線で抹消し、その隣に改正後の耐用年数を記入し、該当資産の行の余白に「省令改正による」と記入してください。

耐用年数の誤りによる修正の場合は、上記と同様に年数を記入し、該当資産の行の余白に「適用誤りによる」と記入してください。

（２）資産の全部又は一部が減少した場合

①全部減少の場合

全部減少した資産を２本線で抹消し、該当資産の行の余白に「全部減少」と記載の上、減少事由（売却･滅失･移動・その他）を記入してください。

②一部減少の場合

数量、取得価額を減少した後の数値に修正し、該当資産の行の余白に「一部減少」と記載の上、減少事由（売却・滅失・移動・その他）を記入してください。

平成２９年度　償却資産種類別明細書

所有者コード	住所	299-0292	千葉県袖ケ浦市坂戸市場１番地１
1000001	氏名・法人名		奈良輪産業株式会社

種類
01 構築物　04 航空機　内訳
02 機械及び装置　05 車両及び運搬具　1 枚のうち
03 船舶　06 工具器具及び備品　1 枚 目

連番	種類	資産番号 資産の名称	数量	取得年月 年号 年 月	取得価額	耐用年数	減価残存率	前年度 評価額	本年度 評価額	5%	特例 コード	特例 率	備考
1	01	00000001 路面補装	1	S56. 7	4,000,000 ~~7,412,590~~	10							一部取壊しによる減少 7,412,590円の内3,412,590円減少
2	02	00000002 洗車機	1	S64. 1	670,000	~~10~~ 15							省令改正による
3	02	00000003 給油設備	1	H10. 8	866,667	10							
~~4~~	~~06~~	~~00000002 エアコン~~	~~1~~	~~H14. 9~~	~~600,000~~	~~6~~							平成29年4月 全部滅失
5	06	00000003 アームコンテナ	1	H18. 8	520,000	7							
6	06	00000004 アームコンテナ	1	H18. 8	520,000	7							
7	06	00000005 コンテナ	1	H18. 10	530,000	7							
~~8~~	~~06~~	~~00000006 コンテナ~~	~~2~~	~~H18. 11~~	~~1,060,000~~	~~7~~							平成29年10月 ○○支社へ移動
9	06	00000007 エアコン	1	H20. 3	366,666	6							
		＊＊以下余白＊＊											
	01	構築物	1		7,412,590								
	02	機械及び装置	2		1,536,667								
	03	船舶	0		0								
	04	航空機	0		0								
	05	車両及び運搬具	0		0								
	06	工具器具及び備品	6		3,596,666								
	※	合計	9		12,545,923								

ｅＬＴＡＸを利用してインターネットによる電子申告ができます

詳しい情報は、eLTAX ホームページ　https://www.eltax.lta.go.jp/をご確認ください。

電　　話　０５７０―０８１４５９
ＩＰ電話　０３－５５２１－００１９
受付時間　９：００～１７：００（土日祝・年末年始除く）

〈参考１〉業種別の主な償却資産

主な業種	主な償却資産の例
各業種に共通のもの	駐車場設備、受変電設備、舗装路面、庭園、門、塀、外構、外灯、ネオンサイン、広告塔、中央監視制御装置、看板、簡易間仕切、応接セット、事務机、ロッカー、キャビネット、金庫、エアコン、パソコン、コピー機、レジスター、電話、ＬＡＮ設備、緑化工事、屋外設備等
小売業	商品陳列ケース、陳列棚、陳列台、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫、日除け等
飲食店	接客用家具・備品、自動販売機、厨房設備、カラオケセット、テレビ、放送設備、冷蔵庫、冷凍庫、日除け等
理容・美容業	理容・美容椅子、洗面設備、タオル蒸器、テレビ等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ビニール包装設備、ボイラー、ミシン等
製パン・製菓子業	窯、オーブン、スライサー、あん練機、ミキサー、厨房設備、ビニール包装機等
医院・歯科医院	各種医療機器（ベッド、手術台、Ｘ線装置、分娩台、心電計、電気血圧計、保育器、薬品戸棚、陳列ケース、顕微鏡、脳波測定器、ＣＴスキャン、治療器具、光学検査機器等）
工場	旋盤、ボール盤、プレス機、金型、洗浄給水設備、構内舗装、溶接機、貯水設備、福利厚生設備等
旅館・ホテル	ルームインジケータ設備、調光設備、放送設備、洗濯設備、厨房設備、カラオケセット、カーテン、テレビ、ベッド、冷蔵庫、ボイラー等
バー・喫茶・軽食	ステレオ、ガスレンジ、洗濯設備、ボイラー、自動食器洗浄器、製氷機、エレクトーン等の楽器、ミラーボール、放送設備等
ゲームセンター・パチンコ店	パチンコ台、パチスロ台、ゲームマシン、両替機、玉貸機、還元機、カード発行機等
不動産貸付業	フェンス、外構工事、駐車場等の舗装、自転車置場、植込工事、屋外設備（給排水・ガス・外灯等）、エアコン等
駐車場事業	舗装、柵、照明等の電気設備、駐車装置（機械設備、ターンテーブル）等
建設業	ブロックゲージ、トランスショッパー、ポンプ、ポータブル発電機、ブルドーザー、パワーショベル、コンクリートカッター、ミキサー、ホイールローダー等
自動車整備業・ガソリン販売業	プレス、スチームクリーナー、オートリフト、テスター、オイルチェンジャー、充電器、洗車機、コンプレッサー、卓上ボール盤、ジャッキ、溶接機、地下タンク、ガソリン計量器、構内舗装、照明設備、自動販売機、独立キャノピー等
木工業	帯鋸、糸鋸、丸鋸機、木工スライス盤、カンナ機、研磨盤等
鉄工業	旋盤、ボール盤、スライス盤、研磨盤、鋸盤、プレス機、せん断機、溶接機、グラインダー等
印刷業	各種印刷機、活字盤鋳造機、裁断機等
ゴルフ練習場	フェンス、ネット設備、照明設備、芝刈機、ボール洗浄機、ボール自動貸出機、集球設備等
カラオケボックス	カラオケセット、接客用家具、照明設備、厨房設備、冷蔵庫等
農業	乾燥機、籾すり機、ロータリー、ビニールハウス、水耕プラント、ロールベーラー等
発電事業	発電設備、蓄電装置、変電設備、送電設備、舗装、フェンス等

〈参考２〉少額資産の取扱い

国税（法人税・所得税）	地方税（固定資産税）
・使用可能期間が１年未満又は取得価額が 10 万円未満のものは、一時に損金（必要な経費）に算入可	・一時に損金（必要な経費）に算入されたものは課税客体としない（＝申告不要）
・当該法人等の有する減価償却資産（取得価額が 20 万円未満）を一括して、３年間で損金に算入可⇒「一括償却」	・「一括償却」の対象とされたものは課税客体としない（＝申告不要）

〈参考３〉償却資産と家屋の区分例

課税客体	償却資産とするもの	家屋とするもの
ガソリンスタンドのキャノピー等	事務所又はビルから独立したもの	事務所又はビルと一体のもの
車庫・倉庫等の構築物	周壁のない車庫（カーポート等）・倉庫等、基礎を有しない簡易物置等、農業用温室（ビニールフィルムのもの）	三方以上に周壁がある車庫、基礎を有する物置・倉庫、農業用温室（外壁がガラス等で基礎のあるもの）
内装・附帯設備	取り外しが可能なもの、賃借人が設置した家屋と一体不可分の設備	家屋の所有者が設置した家屋と一体不可分の設備
給湯設備	局所式給湯設備	中央式給湯設備
冷暖房設備	取り外しが可能な壁掛け式エアコン等	ダクト方式・ビルトイン方式のもの
厨房設備・洗濯設備	顧客の求めに応じる（百貨店・旅館・飲食店・病院等）サービス設備	サービス設備以外のもの
発変電設備	自家用発電設備・受変電設備（配線等含む）	
電灯照明設備	ネオンサイン、投光器、スポットライト、家屋と分離している屋外照明設備	家屋と一体である照明設備、配分電盤
電話設備	電話機・交換機等の装置器具類	配線類
電気時計設備	時計・配電盤等の装置器具類	
火災報知装置	屋外の装置（配線含む）	屋内の装置（配線含む）
消火装置	消火栓設備のホース・ノズル、消火器	消火設備、スプリンクラー
中央監視制御装置	制御装置（配線含む）	
避雷設備・換気設備・衛生設備		設備一式
運搬設備		エレベーター、リフト、エスカレーター設備
簡易間仕切	床から天井まで達しない程度のもの	床から天井まで達する程度のもの
給排水設備	特定の生産又は業務用設備（配管含む）、屋外設備	左記以外のもの

※一般的な区分の例示ですので、必ずしもこの区分によらない場合があります。
※地方税法第 343 条第 9 項の規定が関係する設備がありますので、該当する場合はご注意ください。
（4ﾍﾟｰｼﾞ・（５）家屋の特定附帯設備について）

〈参考４〉国税と固定資産税における取扱いの比較

項目	国税（法人税・所得税）	地方税（固定資産税）
償却計算の基準日	事業年度制	賦課期日制（１月１日）
減価償却の方法	定率法・定額法の選択制	定率法　＊１
前年中の新規取得資産	月割償却（一定の場合は簡便償却）	半年償却
圧縮記帳の制度	認められる	認められない
特別償却（租税特別措置法）	認められる	認められない
増加償却（法人税・所得税）	認められる	認められる
評価額の最低限度	備忘価額（１円）まで	取得価額の 100 分の 5
改良費	原則区分評価	区分評価
消費税の取扱い	税込経理方式・税抜経理方式の選択制	国税の会計処理による

*1　国税の「旧定率法」で使用する償却率と同じ率を、固定資産評価基準別表第１５「耐用年数に応ずる減価率表」に規定

〈参考５〉評価額の計算方法

（１）評価額の計算方法

「固定資産評価基準」別表第１５の減価率を用いて算出します。
評価額の最低限度は、取得価額の１００分の５に相当する額となります。

①前年中に取得したもの

$$取得価額\times\left(1-\frac{r}{2}\right)=取得価額\times A=評価額$$

②前年前に取得したもの

$$前年度評価額\times(1-r)=前年度評価額\times B=評価額$$

ｒ：耐用年数に応ずる減価率
Ａ：前年中取得のものの減価残存率
Ｂ：前年前取得のものの減価残存率

実際の計算は、下表（２）を参照して行ってください。

（２）減価率・減価残存率表

耐用年数	耐用年数に応ずる減価率 r	減価残存率 前年中取得のもの A	減価残存率 前年前取得のもの B	耐用年数	耐用年数に応ずる減価率 r	減価残存率 前年中取得のもの A	減価残存率 前年前取得のもの B
2	0.684	0.658	0.316	27	0.082	0.959	0.918
3	0.536	0.732	0.464	28	0.079	0.960	0.921
4	0.438	0.781	0.562	29	0.076	0.962	0.924
5	0.369	0.815	0.631	30	0.074	0.963	0.926
6	0.319	0.840	0.681	31	0.072	0.964	0.928
7	0.280	0.860	0.720	32	0.069	0.965	0.931
8	0.250	0.875	0.750	33	0.067	0.966	0.933
9	0.226	0.887	0.774	34	0.066	0.967	0.934
10	0.206	0.897	0.794	35	0.064	0.968	0.936
11	0.189	0.905	0.811	36	0.062	0.969	0.938
12	0.175	0.912	0.825	37	0.060	0.970	0.940
13	0.162	0.919	0.838	38	0.059	0.970	0.941
14	0.152	0.924	0.848	39	0.057	0.971	0.943
15	0.142	0.929	0.858	40	0.056	0.972	0.944
16	0.134	0.933	0.866	41	0.055	0.972	0.945
17	0.127	0.936	0.873	42	0.053	0.973	0.947
18	0.120	0.940	0.880	43	0.052	0.974	0.948
19	0.114	0.943	0.886	44	0.051	0.974	0.949
20	0.109	0.945	0.891	45	0.050	0.975	0.950
21	0.104	0.948	0.896	46	0.049	0.975	0.951
22	0.099	0.950	0.901	47	0.048	0.976	0.952
23	0.095	0.952	0.905	48	0.047	0.976	0.953
24	0.092	0.954	0.908	49	0.046	0.977	0.954
25	0.088	0.956	0.912	50	0.045	0.977	0.955
26	0.085	0.957	0.915	51	0.044	0.978	0.956

〒２９９－０２９２
千葉県袖ケ浦市坂戸市場１番地１

袖ケ浦市役所

財政部課税課　資産税評価班　行

こちらを切り取り、申告書送付の際の封筒に貼付し、ご使用ください。